

奈良県訓令第六号

各部課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条中第三十一号を第三十二号とし、第二十四号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十三号ウ中「東アジア連携課の課長並びに部に置く調整官」を「国際課の課長、知事公室に置く参事及び調整官並びに当該課が主管する出先機関の所長」に改め、同号カ中「観光振興課、ならの魅力創造課及び国際観光課」を「観光プロモーション課、観光産業課及びならの魅力創造課」に改め、「並びに当該課が主管する出先機関の所長」を削り、同号ク中「風致景観課及び自然環境課」を「及び景観・自然環境課」に改め、同号コ中「課長」の下に「並びに会計指導官」を加え、同号を同条第二十四号とし、同条中第二十二号を第二十三号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 会計指導官 規則第三条第四項第九号に規定する会計指導官をいう。